

第一章 火薬類に関する事業

第6 火薬類の輸入

- 1 火薬類を輸入しようとする者は、陸揚地を管轄する知事の許可を受けなければならない。

【許可の基準】法第24条第2項

【様式第二十七：施行規則】火薬類輸入許可申請書

【第8号様式：施行細則】輸入火薬類成分（構造）書

【添付書類】次の内容を記載した書面

火薬・爆薬：成分、配合比

火工品：構造、組成

貯蔵場所に関する資料、輸入会社の証明書

【申請手数料】（火薬類の数量が25キログラム以下）12,000円、（その他）
25,000円

- 2 許可を受け火薬類を輸入した者は、陸揚地を管轄する知事に火薬類輸入届を届出なければならない。

【様式第二十八：施行規則】火薬類輸入届

- 3 拳銃等又は猟銃に使用される実包、空砲等に関しては、都道府県公安委員会の権限であることから、手続きに関しては各警察署で相談すること。ただし、製造業者又は販売業者が業務のために行う実包等、建設用びょう打ち銃等の産業用銃砲の所持の許可を受けた者がその用途に関して行う輸入については、知事の許可が必要となる。（法第50条の2）